

大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出
【(仮称)ダイレックス徳行店】

届出日 令和元年7月19日
 公告日 令和元年8月5日
 縦覧期間 令和元年8月5日 ~ 令和元年12月5日
 設置者による地元説明会の開催日 令和元年8月29日

届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

【届出の内容】

大規模小売店舗の名称及び所在地	
名称	(仮称)ダイレックス徳行店
所在地	山梨県甲府市徳行一丁目36番1外
○ 本件は、貢川交差点の南西側、県道5号線沿いにディスカウントストアを新設する旨の届出である。	

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	
氏名又は名称	住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 新穂 芳昌 代表取締役 才津 達郎 代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

大規模小売店舗の新設をする日	令和2年3月20日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,425 m ²
(大規模小売店舗の床面積の合計)	1,939 m ²
(大規模小売店舗の敷地面積の合計)	5,527 m ²

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
駐車場の位置及び収容台数		駐輪場の位置及び収容台数	
位置	建物配置図(図面3)	位置	建物配置図(図面3)
収容台数	57 台	収容台数	10 台
指針台数	48 台		
荷さばき施設の位置及び面積		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
位置	店舗平面図(図面4)	位置	店舗平面図(図面4)
面積	70 m ²	容量	16 m ³
		指針容量	13 m ³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		来客が駐車場を利用することができる時間帯	
開店時刻	午前 9 時	駐車場	午前8時30分～午後10時
閉店時刻	午後 9 時 45 分		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		荷さばきを行うことができる時間帯	
出入口の数	3 箇所	荷さばき施設	午前6時～午後10時
出入口の位置	建物配置図(図面3)		

【交通関係】

交差点飽和度等の予測

- 店舗周辺4箇所の交差点で交通量調査を実施し、平日・休日それぞれのピーク時間帯を計測した。

交差点A : 富竹一丁目(平日:18時~19時、休日:15時~16時)

交差点B : 徳行駐在所西(平日:18時~19時、休日:16時~17時)

交差点C : 富竹三丁目(平日:18時~19時、休日:17時~18時)

交差点D : 貢川(平日:18時~19時、休日:17時~18時)

- 開店後のピーク1時間当たりの新規発生交通量については、指針の必要駐車台数の計算式から算出した。

一日の来店自動車台数 : 527 台 ピーク1時間の来店自動車台数 : 76 台

- アクセス経路を考慮し、7つのエリアに分割し、ピーク時の発生自動車来店台数に各ゾーンの世帯数構成比を乗じて、エリア別来店台数を設定した。

エリア1 店舗東側 構成比 12 % ピーク時台数 9 台

エリア2-1 店舗南東側 構成比 17.8 % ピーク時台数 14 台

エリア2-2 店舗南側 構成比 11.9 % ピーク時台数 9 台

エリア3-1 店舗南西側 構成比 5.3 % ピーク時台数 4 台

エリア3-2 店舗西側 構成比 7.2 % ピーク時台数 5 台

エリア4-1 店舗北側 構成比 22.8 % ピーク時台数 18 台

エリア4-2 店舗北東側 構成比 23 % ピーク時台数 17 台

- 現況交通量のピーク時間帯交通量に来店ピーク時の新規発生交通量を加え、開店後の交差点飽和度を予測した。

- 各信号交差点において、交差点飽和度は、0.9を下回った(下表参照)。

※多現示交差点A、B、Dについては、損失時間を考慮した交差点飽和度上限値(交差点A:0.89、交差点B:0.88、交差点D:0.86)を下回った。

- 一般的に0.9以下(多現示交差点は、交差点飽和度上限値以下)であれば円滑な交通処理が可能と考えられる。

交 差 点	平休日別	ピーク時間帯	現 況	開 店 後
交差点A (富竹一丁目交差点)	平日	18 時 ~ 19 時	0.356	0.383
	休日	15 時 ~ 16 時	0.255	0.280
交差点B (徳行駐在所西交差点)	平日	18 時 ~ 19 時	0.493	0.513
	休日	16 時 ~ 17 時	0.338	0.355
交差点C (富竹三丁目交差点)	平日	18 時 ~ 19 時	0.387	0.407
	休日	17 時 ~ 18 時	0.280	0.303
交差点D (貢川交差点)	平日	18 時 ~ 19 時	0.587	0.623
	休日	17 時 ~ 18 時	0.636	0.671

【騒音関係】

等価騒音レベルの予測 ※周囲の各方向から最も影響を受けやすい住居等の屋外で予測する。							
<p>●計画地周辺の用途地域及び予測地点を設けた地域の環境基準の類型は以下のとおりであり、昼間55dB以下・夜間45dB以下を基準値として評価した。 第二種住居地域<B類型>：予測地点A、B、C、D</p> <p>●予測地点は、最も騒音の影響を受けやすい住居が立地し又は立地可能な地点とした。 また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。</p> <p>●すべての予測地点において環境基準値を下回った(下図参照)。</p>							
昼間の等価騒音レベルの予測値 (午前 6 時～午後 10 時)				夜間の等価騒音レベルの予測値 (午後 10 時～午前 6 時)			
予測地点	類型	基準値	予測値	予測地点	類型	基準値	予測値
A	B	55 dB	53.0 dB	A	B	45 dB	28.1 dB
B	B	55 dB	52.4 dB	B	B	45 dB	27.1 dB
C	B	55 dB	52.6 dB	C	B	45 dB	24.0 dB
D	B	55 dB	49.0 dB	D	B	45 dB	22.3 dB
夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測 ※敷地の境界線で予測する。							
<p>●予測地点の騒音規制法における区域の区分は第2種区域に該当するため、夜間の規制基準値は45dBである。</p> <p>●予測地点は、夜間の騒音発生源の最も影響を受けやすい敷地境界の地点とした。 また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。</p> <p>●全ての予測地点において規制基準値を下回った。</p>							
予測地点	区域の区分	規制基準値	予測値(最大)				
a	第2種区域	45 dB	38.9 dB				
b	第2種区域	45 dB	28.7 dB				

届出に係る意見の状況
【(仮称)ダイレックス徳行店】

○ 甲府市からの意見書(法第8条第1項)

(令和元年11月13日付けまち発第2125号で回答あり)

事項(項目)名	意見の内容	理由
歩行者の通行の利便の確保等	地元への説明や必要に応じて、警備員の配置及び交通安全への配慮をお願いする。	商業施設の開店に伴い、特に土・日・祝日は周辺道路の混雑が発生することが予想され、また、渋滞を回避する車両が近隣の生活道路等を迂回路として利用することや県道5号線の歩行者や自転車の横断の増加等も考えられるため。
店舗から発生する騒音について	店舗に設置予定の一部機器については、山梨県生活環境の保全に関する条例(以下、「条例」)に定める特定施設に該当することから、甲府市環境保全課公害係に事前相談の上で設置の届出を行うとともに、規制基準を遵守すること。	冷媒圧縮機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る)は条例第2条第5項及び条例施行規則第3条別表第2に基づき、騒音に係る特定施設と定められているため。さらに、騒音に係る特定施設の設置工事の開始30日前までに届け出なければならぬこと、届出後30日を経過した後でなければ特定施設を設置できないこと、敷地境界における騒音の規制基準の遵守、がそれぞれ条例にて定められているため。

○ 意見を有する者からの意見(法第8条第2項)

意見なし

審議事項

○ 連絡会議構成所属からの意見の概要(連絡会議運営要領第3条第2項)

所 属 名	生活環境の保持の見地からの意見の概要
大気水質保全課	1. 夜間騒音の騒音レベル最大値の予測(P.19)について 予測結果については、予測地点における騒音レベルの合成値及び最大値をそれぞれ記載すること。
	2. 荷捌き作業及び廃棄物収集作業における配慮事項(P.22-23)について 荷物の搬入や廃棄物の搬出の作業における騒音防止のための配慮事項として不必要なアイドリングの防止など共通する事項について整理し、それぞれの該当箇所に記載すること。
環境整備課	<p>廃棄物処理業者の選定 (P.22 ア廃棄物関係(ウ)廃棄物の保管・運搬・処理 b収集運搬業者、処理業者、処理方法)</p> <p>1. 店舗から排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に規定する一般廃棄物と産業廃棄物に区分してください。</p>
	2. 区分した一般廃棄物と産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、法に規定する収集運搬又は処分を委託できる者に委託してください。
	3. 委託先等決定後は、その結果を速やかに報告してください。
	4. ペットボトル以外の廃プラスチック類が排出される場合には、収集運搬業者、処理業者、処理方法を記載してください。
道路管理課	出入口について道路構造の改修を伴う場合は、道路法第24条の許可が必要となるため、山梨県中北建設事務所道路課と協議し、許可を得ること。
交通規制課	繁忙時及び混雑時には、周辺道路の混雑状況、来店者数等を勘案し、必要に応じて交通誘導員を配置するなどの交通事故防止を図ること。
	来客者への左折入庫、左折出庫を励行させるなど、周辺交通の円滑化に努めること。